

平成 30 年 度

通 常 総 会

日 時 平成30年 6 月18日（月）

午後 2 時00分～

場 所 松山市井門町 1 0 8 1 番地 1

一般社団法人愛媛県トラック協会 2 階大会議室

愛媛県高速道路交通安全協議会

目 次

1	総会式次第		
2	第1号議案	平成29年度 事業報告	……………P. 1
3	第2号議案	平成29年度 収支決算報告	……………P. 3
	(監査報告)		……………P. 5
4	第3号議案	平成30年度 事業計画(案)	……………P. 6
5	第4号議案	平成30年度 予算(案)	……………P. 8
6	第5号議案	役員改選及び顧問・参与の委嘱	……………P. 10
		役員名簿	……………P. 11
		顧問・参与名簿	……………P. 12
7	第6号議案	諸規程の一部改正	……………P. 13
		新旧対照表	……………P. 14
	別紙1	会員の入会状況	……………P. 15
	添付資料	交通事故防止に関する決議(案)	……………P. 16
	添付資料	会則	

総 会 式 次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 愛媛県警察本部交通部長あいさつ
- 4 来賓祝辞
 - (1) 四国運輸局愛媛運輸支局長
 - (2) 愛媛県防災安全統括部長
- 5 高速道路で交通事故を起こさないための注意点について
愛媛県警察本部 高速道路交通警察隊長
- 6 議事
 - (1) 第1号議案 平成29年度事業報告
 - (2) 第2号議案 平成29年度収支決算報告（監査報告）
 - (3) 第3号議案 平成30年度事業計画（案）
 - (4) 第4号議案 平成30年度予算（案）
 - (5) 第5号議案 役員改選及び顧問・参与の委嘱
 - (6) 第6号議案 諸規程の一部改正
- 7 決議採択
- 8 閉会

平成29年度 事業報告

事業計画	推進事項	実施日・場所等	実施内容
会議の開催	理事会	6月日 トラック協会	・入会状況について ・平成28年度事業報告、収支決算報告 ・監査報告 ・平成29年度事業計画（案）、予算（案）の審議 ・役員選任及び顧問・参与の委嘱 ・諸規程の一部改正
	通常総会	6月日 トラック協会	・平成28年度事業報告、収支決算報告 ・監査報告 ・平成29年度事業計画（案）、予算（案）の審議 ・役員選任及び顧問・参与の委嘱 ・諸規程の一部改正 ・交通事故防止に関する決議の読み上げ
広報活動等	Eメールの活用	随時	・コスト削減のため、Eメールを活用 ・通行止め、解除等の情報を配信
	ホームページの更新	随時	・研修レポート及び交通安全教室の模様を掲載 ・交通安全運動等の広報啓発活動内容の掲載
	交通白書・交通事故マップの作成配布	3月	・「愛媛の高速道路」の作成し、会員に配布 ・「交通事故マップ」を作成し、全会員に配布するとともに、交通茶屋やイベントで配布
	「えひめハイウェイ情報」の作成・配信	随時	・Eメール、FAXで配信 - No. 309「夜間通行止め ワイヤロープの設置」 - No. 310「GW渋滞予測」 - No. 311「しまなみ海道を死亡事故発生」 - No. 312「お盆の交通渋滞予測」 - No. 313「交通死亡事故発生」 - No. 314「緊急対策の実施」 - No. 315「徳島道での交通死亡事故を受けて」 - No. 316「交通死亡事故多発緊急事態宣言発令」 - No. 317「年末年始の高速道路渋滞予測」
	チラシ等の作成・配布	随時	・交通事故防止に関するチラシを作成し、交通茶屋やその他のイベントで積極的に配布
	新聞広告の掲載（愛媛新聞）	春・秋・年末 の交通安全運動期間中	・交通安全運動に合わせて、広告を掲載
	ラジオCM	4月26日 ～5月7日 29年12月18日 ～30年1月3日	・全席全員シートベルト チャイルドシートの着用編、逆走防止編、歩行者等の進入禁止編を放送 ・全席全員シートベルト チャイルドシートの着用編、追突事故防止編、速度抑止編、危険運転防止編を放送

	啓発グッズ、広報グッズの作成・配布	随時	・高速安協の名を入れたオリジナルトイレットペーパーを、交通茶屋やその他イベントで配布
交通安全活動の推進	交通死亡事故抑止“アンダー50”の周知・徹底	随時	・ラジオ、えひめハイウェイ情報、交通茶屋、その他イベントなど、あらゆる期間を通じて広く県民に広報
	EHIMEハイウェイセーフティキャンペーン	29年7月～8月 (2ヵ月間) 8月11日 8月27日	・高速隊やFM愛媛の協力を得て、「EHIMEハイウェイセーフティキャンペーン」を実施し、ラジオで5分番組を放送し交通安全を呼びかけ ・1分間のラジオメッセージの放送 ・キャンペーンに「関取 花」を起用し、エミフルMASSAKIにてトーク&ライブを開催 ・イベントの模様を特別番組としてラジオ放送
	研修	会員限定の研修の実施	29年9月12日～9月15日 29年10月30日～10月31日 ・安全運転管理者課程4日間(1名) ・貨物自動車運転者(大型)課程2日間(2名) 茨城県ひたちなか市 自動車安全運転中央研修所に会員を派遣
交通安全運動の推進	春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日	・愛媛新聞に公告を掲載し、交通安全を呼びかける
	秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日	・各SAやその他施設で交通茶屋を行い、ドライバーに直接交通安全を呼びかける
	年末の全国交通安全運動	12月21日～12月31日	・ラジオCMを活用し交通安全を呼びかける
交通安全教室の開催	会員事業所で開催する講習会の実施	4月18日 4月19日 9月28日 平成30年3月8日	・山崎製パン株式会社 ・大王製紙株式会社 ・NEXCO西日本愛媛高速道路事務所 ・ダイオーロジスティクス株式会社
他機関、団体との連携	各種キャンペーン活動への協力	随時	・県内のSA・PAで愛媛県警察、自治体、会員事業所、道路管理者等関係団体との連携を図り、交通安全を呼びかけ

平成29年度 収 支 決 算 報 告

歳 入	6,566,152 円
歳 出	5,991,844 円
差 引 残 高	574,308 円

【歳 入】

科 目		摘 要		
		平成29年度 予 算 額 (A)	平成29年度 決 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)
会 費		6,154,000	6,126,000	28,000
	一 般 会 員	4,404,000	4,356,000	48,000
	特 別 会 員	1,060,000	1,080,000	△ 20,000
	賛 助 会 員	690,000	690,000	0
雑 収 入		0	22	△ 22
	預 金 利 息	0	22	△ 22
	そ の 他	0	0	0
	助成金収入	0	0	0
前 期 繰 越 金		440,130	440,130	0
合 計		6,594,130	6,566,152	27,978

※ 会員口数については平成30年3月31現在。

【歳 出】

科 目	摘 要		
	平成29年度 予 算 額 (A)	平成29年度 決 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)
事 業 費	2,285,000	1,942,678	342,322
安全活動費	2,285,000	1,942,678	342,322
広報活動費	1,630,000	1,479,234	150,766
安全教育費	10,000	2,372	7,628
会報発行費	90,000	75,600	14,400
交通情報費	55,000	51,482	3,518
研 修 費	500,000	333,990	166,010
管 理 費	4,304,710	4,049,166	255,544
会議費	130,000	108,365	21,635
総 会 費	110,000	88,365	21,635
理 事 会 費	20,000	20,000	0
表 彰 費	0	0	0
人件費	3,701,710	3,595,421	106,289
職 員 給 与	3,100,000	3,024,748	75,252
福利厚生費	470,000	439,803	30,197
旅 費	3,000	2,160	840
退職引当金	128,710	128,710	0
事務費	473,000	345,380	127,620
通 信 費	300,000	225,584	74,416
印 刷 費	57,000	54,600	2,400
光 熱 費	6,000	4,570	1,430
慶 弔 費	5,000	0	5,000
消 耗 品 費	30,000	21,609	8,391
備 品 費	75,000	39,017	35,983
予 備 費	4,420	0	4,420
合 計	6,594,130	5,991,844	602,286

※退職手当積立金

科 目	収 入	支 出	残 金	備 考
繰 越 金	524,243		524,243	
29 年 度 積 立 金	128,710		128,710	
預 金 利 子	4		4	
職 員 退 職 金		0	0	
合 計	652,957	0	652,957	

監 査 報 告

平成29年度「愛媛県高速道路交通安全協議会」の事業並びに
収支決算について、会則第28条第3項の規定により、その内容
及び会計帳簿、証拠書類等を厳正に監査した結果、適法かつ正
確なものと認めます。

平成30年 5 月 8 日

監 事

大城一郎 

平成30年 5 月 9 日

監 事

渡部武志 

平成30年度 事業計画（案）

事業計画	推進事項	実施日・場所等	実 施 内 容
会議の開催	理事会	6月18日 トラック協会	・入会状況について ・平成29年度事業報告、収支決算報告 ・監査報告 ・平成30年度事業計画（案）、予算（案）の審議 ・Eメールの活用について ・役員改選及び顧問・参与の委嘱 ・諸規程の一部改正
	通常総会	6月18日 トラック協会	・平成29年度事業報告、収支決算報告 ・監査報告 ・平成30年度事業計画（案）、予算（案）の審議 ・役員改選及び顧問、参与の委嘱 ・諸規程の一部改正 ・交通事故防止に関する決議の読み上げ
広報啓発活動	ホームページの改修	4月～	・交通事故件数の早期更新、イベントの開催告知、各種資料及びバナー広告の掲載
	Eメールの活用	随時	・コスト削減のため、Eメールを活用 ・通行止め等の情報を配信
	交通白書及び交通事故マップの作成・配布	31年3月	・「愛媛の高速道路」を作成し、全会員に配布 ・「交通事故マップ」を作成し、全会員に配布するとともに、交通茶屋やイベントで配布
	「えひめハイウェイ情報」の作成・配信	随時	・会員に対しEメール、FAXで配信するとともにホームページにも掲載
	チラシ等の作成・配布	随時	・交通事故防止に関するチラシを作成し、交通茶屋やその他のイベントで積極的に配布
	新聞広告の掲載	年3回（愛媛新聞）	・交通安全運動に合わせて、広告を掲載
	ラジオCM	GW、年末年始、交通安全運動期間	・ラジオを通じて交通安全をPRするとともに、高速安協の存在を県民に広報する
	啓発グッズ、広報グッズの作成・配布	随時	・交通茶屋やその他イベントで高速安協の名入れグッズを配布し、知名度の向上を図る
交通安全活動の推進	交通死亡事故抑止“アンダー50”の周知・徹底	随時	・ラジオ、えひめハイウェイ情報、交通茶屋など、あらゆる機会を通じて広く県民に広報する。
	EHI MEハイウェイセーフティキャンペーンの実施	7月～8月 (2ヵ月間)	・夏休み、旧盆期の交通量の増加による交通事故を防止するため、キャンペーンを実施する。

研修	会員限定の研修の実施	9月11日～ 9月14日 9月24日～ 9月26日 8月27日～ 8月29日 自動車安全運転センター中央研修所	・安全運転管理者課程4日間（1名） ・旅客自動車バス運転者3日間（1名） ・大型貨物自動車運転者3日間（2名）
交通安全運動の推進	春の全国交通安全運動 秋の全国交通安全運動 年末の交通安全県民運動	4月6日～ 4月15日 9月21日～ 9月30日 12月21日～ 12月31日	・愛媛新聞に広告を掲載し、交通安全を呼びかける。 ・各SAで交通茶屋を行い、ドライバーに直接交通安全を呼びかける。
交通安全講習会等への協賛・援助活動	講習会の実施	随時	・会員事業所等の開催する講習会等に、講師の派遣及び資料の提供等を行う。 ・交通安全教育車の出動の申込受付 ・JAFのシートベルトコンビンサー出動の申込受付
他機関、団体との連携	各種キャンペーン活動への協力		・愛媛県警察及び会員事業所、道路管理者等関係機関・団体との連携を図り、より効果的な交通安全活動を展開する。

平成30年度 予 算 (案)

歳 入 6,736,308 円
歳 出 6,736,308 円

【歳 入】

科 目		摘 要		
		平成30年度 予 算 額 (A)	平成29年度 予 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)
会 費		6,162,000	6,154,000	8,000
	一 般 会 員	4,392,000	4,404,000	△ 12,000
	特 別 会 員	1,080,000	1,060,000	20,000
	賛 助 会 員	690,000	690,000	0
雑 収 入		0	0	0
	預 金 利 息	0	0	0
	そ の 他	0	0	0
	助成金収入	0	0	0
前 期 繰 越 金		574,308	440,130	134,178
合 計		6,736,308	6,594,130	142,178

※ 会員口数については平成30年4月1現在。

【歳 出】

科 目	摘			要
	平成30年度 予 算 額 (A)	平成29年度 予 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)	備 考
事業費	2,604,000	2,285,000	319,000	
安全活動費	2,604,000	2,285,000	319,000	
広報活動費	1,988,000	1,630,000	358,000	※SA・PA等での活動
安全教育費	5,000	10,000	△ 5,000	
会報発行費	80,000	90,000	△ 10,000	※会員向け事業 会報での事業報告 中央研修所での研修
交通情報費	55,000	55,000	0	
研 修 費	476,000	500,000	△ 24,000	
管理費	4,132,084	4,304,710	△ 172,626	
会議費	124,000	130,000	△ 6,000	
総 会 費	100,000	110,000	△ 10,000	
理 事 会 費	24,000	20,000	4,000	
表 彰 費	0	0	0	※表彰額・副賞
人件費	3,590,084	3,701,710	△ 111,626	
職 員 給 与	2,970,000	3,100,000	△ 130,000	
福利厚生費	480,000	470,000	10,000	
旅 費	3,000	3,000	0	※必要に応じ支出
退職引当金	137,084	128,710	8,374	
事務費	418,000	473,000	△ 55,000	
通 信 費	300,000	300,000	0	※通話料金・送料等
印 刷 費	57,000	57,000	0	※規程冊子
光 熱 費	6,000	6,000	0	※電気代・水道代
慶 弔 費	5,000	5,000	0	
消 耗 品 費	30,000	30,000	0	
備 品 費	20,000	75,000	△ 55,000	
予 備 費	224	4,420	△ 4,196	
合 計	6,736,308	6,594,130	142,178	

役 員 改 選

当協議会役員の一部交代等に伴い、役員名簿のとおり役員の改選を求めます。

役 員 名 簿

(平成30年 6 月18日現在)

役 員 名	団 体 名	氏 名
会 長	一般社団法人愛媛県トラック協会 会長	一宮 貢三
副 会 長	愛媛県安全運転管理者連絡協議会 会長	石原 実
	一般社団法人愛媛県バス協会 会長	清水 一郎
理 事	愛媛県安全運転管理者連絡協議会 副会長	中村 忠司
	愛媛県安全運転管理者連絡協議会 副会長	高岡 春彦
	愛媛県安全運転管理者連絡協議会 監事	和泉由紀夫
	愛媛県貨物運送事業協同組合 理事長	竹井 伸夫
	愛媛県軽自動車協会 会長	一色 義治
	愛媛県高速運輸事業協同組合 理事長	高間 登
	一般社団法人愛媛県交通安全協会 会長	矢野 精一
	愛媛県レンタカー協会 会長	尾崎 義彦
	一般社団法人愛媛県指定自動車教習所協会 会長	石原 実
	一般社団法人愛媛県自動車整備振興会 会長	日野 利一
	愛媛県中古自動車販売協会 会長	藤谷 光幸
	愛媛県町村会 会長	清水 雅文
	愛媛県トラック運送事業協同組合 理事長	御手洗 安
	愛媛県農業協同組合中央会 会長	田坂 實
	一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会 会長	渡部 光男
	愛媛自動車販売協会 会長	岡 豊
	全国農業協同組合連合会愛媛県本部 副本部長	竹村 靖
監 事	一般社団法人愛媛県交通安全協会 副会長	渡部 武志
	愛媛県市長会 会長	大城 一郎

…新役員

顧問・参与名簿

(平成30年6月18日現在)

	団 体 役 員 名		氏 名
顧 問	四国運輸局愛媛運輸支局長		宮武 卓
	愛媛県防災安全統括部長		福井 琴樹
	愛媛県警察本部交通部長		森平 将文
	西日本高速道路(株)四国支社保全サービス事業部次長		後迫 浩
	四国管区警察局高速道路管理官		永井 尚
参 与	愛媛県消防防災安全課長		渡辺 良浩
	四国運輸局愛媛運輸支局首席運輸企画専門官		谷本 昌啓
	西日本高速道路(株)四国支社愛媛高速道路事務所長		大木 俊之
	西日本高速道路(株)四国支社香川高速道路事務所長		石川 達也
	西日本高速道路(株)四国支社高知高速道路事務所長		小國 泰昌
	本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ今治管理センター所長		楠原 栄樹
	愛媛県警察本部交通部	参事官交通企画課長	細田まさる
		参事官運転免許課長	永井 孝
		交通指導課長	相原 広昭
		交通規制課長	篠崎 富和
		交通機動隊長	松浦 信也
		高速道路交通警察隊長	井出 誠志

…新顧問参与

諸 規 程 の 一 部 改 正

新旧対照表のとおり一部改正を求めます。

新旧対照表

No.	ページ	旧	新
1	65	(切手の種類) 82円、52円、20円、120円、270円	62円、82円、92円、120円、140円
2	73	(表彰の種類) 1. 表彰状 2. 感謝状	1. 交通安全功労表彰 2. 優良運転者表彰 3. 感謝状
		(表彰状表彰の事由) 第3条 表彰状は、次に掲げる各号の一に該当すると認められる会員等に対して授与する。 1. 協議会の役員または職員として尽力し、組織の運営及び高速道路の交通安全活動を献身的に推進した功労があった者 2. 高速道路の交通安全活動を積極的に推進し、交通事故の防止に顕著な功績があった者もしくは団体 3. 毎年12月31日現在で、過去3年間、会社等従業員の中に運転免許の取消や運転免許の効力の一時停止等の処分を受けている者がおらず、また、すべての従業員に違反・事故等が一度もない団体	(交通安全功労表彰及び優良運転者表彰の事由) 第3条 交通安全功労表彰は協議会の役員又は職員として、組織の運営及び高速道路の交通安全活動に対して献身的に尽力し、交通安全の推進のため多大の功労があった者、若しくは多年にわたり高速道路の交通安全活動に尽力し、交通事故の防止に顕著な功績があった者、事業所、団体に対して授与し、優良運転者表彰は社用車を運転する者の中で、運転経験年数が20年以上であり、自己の責任による交通事故歴が過去20年以上なく、かつ、交通違反が過去10年以上ない者に授与する。
		(表彰の推薦) 第5条 表彰の推薦は、前3条に該当する場合、会員の所属する団体又は事業所から別紙様式1から様式4の推薦書と前3条第3項に該当する場合にあっては運転記録証明書を1月末日までに事務局に提出するものとする。	(表彰候補者の推薦) 第5条 事業所及び団体は、前3条に規定する表彰を推薦する場合は、推薦書(別紙様式1、様式2又は様式3)を協議会事務局に提出するものとする。ただし、この場合、優良運転者表彰の推薦人数は、一の事業所又は団体当たり1名以内とし、推薦書に加え、表彰の事由を証明できる書類等を併せて提出するものとする。
		(副賞) 第7条 表彰には、副賞を付与する。	(副賞) 第7条 交通安全功労表彰及び感謝状には、副賞を付与する。
3		様式3 感謝状付与推薦書(個人)	削除
		様式4 感謝状付与推薦書(団体)	削除
	77	新設	様式3 優良運転者表彰推薦書

会 員 の 入 会 状 況

		29. 4. 1				30. 4. 1				増減
		一般会員	特別会員	賛助会員	計	一般会員	特別会員	賛助会員	計	
安全運転管理者連絡協議会	事業所	89			89	88			88	-1
貨物運送事業協同組合	組合		16		16		16		16	
軽自動車協会	事業所	7			7	7			7	
高速運輸事業協同組合	組合			1	1			1	1	
高速道路関連事務所	事務所			1	1			1	1	
交通安全協会	協会	7			7	8	1		9	+2
市町村	団体		8		8		8		8	
指定自動車教習所協会	事業所		20		20		20		20	
JA愛媛中央会	事業所	18			18	16			16	-2
愛媛県レンタカー協会	組合		1		1		1		1	
株式会社愛媛新聞社	組合	12			12	12			12	
あいしょくドライビングスクール	組合		5		5		5		5	
株式会社ティエスエフ	事業所	1			1	1			1	
株式会社門屋組	事業所	1			1	1			1	
自動車整備振興会	事業所									+1
自動車販売協会	事業所									+1
愛媛県自動車車体整備協同組合	事業所	1			1	1			1	
第四物流協同組合	組合			1	1			1	1	
中古自動車販売協会	協会			1	1			1	1	
トラック運送事業協同組合	組合			1	1			1	1	
トラック協会	事業所	154			154	153			153	-1
ハイヤータクシー協会	事業所			1	1			1	1	
バス協会	事業所	17			17	17			17	
会 員 数 合 計	事業所	7			7	7			7	
入 会 口 数 合 計	事業所			1	1			1	1	
		331	50	12	393	330	51	12	393	±0
		367	53	23	443	366	54	23	443	±0

交通事故防止に関する決議（案）

交通事故をなくすことは、県民すべての心からの願いであります。

しかしながら、この願いと努力にもかかわらず、高速道路等において、悲惨な交通事故が多発しております。

ここに、平成30年度愛媛県高速道路交通安全協議会通常総会にあたり、人命の尊さと交通事故の悲惨さを深く認識し、高速道路等における安全で快適な交通環境の確立及び、交通死亡事故抑止“アンダー50”達成に向け、関係機関・団体をはじめ、道路交通の場に参加する全ての人々と協力し、次のことを推進します。

- 一 安全な速度及び車間距離の保持
- 一 歩行者・自転車等の高速道路や自動車専用道路への侵入防止措置
- 一 全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
- 一 積載物の落下防止措置
- 一 通行車両に対する逆走 及び あおり運転の防止措置

以上、決議します。

平成30年6月18日

愛媛県高速道路交通安全協議会

平成30年度 通常総会

愛媛県高速道路交通安全協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、愛媛県高速道路交通安全協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 協議会は、高速自動車国道及び同国道に接続する自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）における交通安全意識の普及高揚を図り、もって、安全で円滑な交通の実現及び交通に起因する障害の防止に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高速道路等における交通安全啓発活動
- (2) 第4条の会員の事業所等で行う交通安全教育に対する協力援助
- (3) 高速道路等における交通の安全と円滑及び障害の防止に関する調査研究
- (4) 交通情報等の収集伝達
- (5) 高速道路等における交通安全功労者の表彰
- (6) 関係官庁等との協調及び連絡
- (7) その他必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第4条 協議会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

ア 一般会員

高速道路等を利用し、又は関係を有する県内の事業所、団体等で、第2条の目的に

賛同して入会したもの

イ 特別会員

交通安全を推進する機関又は団体で、第2条の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員

協議会の事業を賛助する個人又は団体で、第2条の目的に賛同して入会したもの

(入 会)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、入会申込書(様式1)を提出し、その承認を得なければならない。

(退 会)

第6条 会員は、協議会を退会しようとするときは、退会届(様式2)を提出し、その承認を得なければならない。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会を退会したものとする。

(1) 会員が死亡し、又は解散したとき

(2) 会費の納入が不能となったとき

(会 費)

第7条 会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第4章 役 員 等

(役 員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理 事 20人以内

(4) 監 事 2人

2 会長及び副会長は、理事を兼ねるものとする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(選 任)

第9条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

2 理事及び監事は、会員のうちから総会の決議により選任する。

(職 務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、共同してその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(任 期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合において、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合、又は任期が満了した場合においても、後任が選任されるまでは代理人をおき、代理人が職務を行うものとする。

(辞 任)

第12条 役員は、その職務の遂行に支障のある理由が生じた場合は、理事会の承認を得て辞任することができる。

(解 任)

第13条 役員として相応しくない行為があった場合は、総会において、その出席者の過半数の同意により、解任することができる。

(顧問及び参与)

第14条 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 参与は、協議会の事業に関係のある者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

4 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会 議

(種 別)

第15条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第16条 総会は、会員のうち各関係機関の代表者（以下、「代議員」という。）をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第17条 総会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 予算及び決算に関すること

(2) 事業計画及び事業報告に関すること

(3) 理事及び監事の選任、又は解任に関すること

(4) 会則の改正に関すること

(5) その他協議会の運営について必要と認める事項

2 理事会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 代議員の選任に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会の委任を受けた事項の執行に関する事項

(4) 総会の議決を必要とする事項で、総会を開催する時間的猶予がなく、急を要する事項

(5) 表彰に関する事項

(6) その他協議会の運営について必要と認める事項

3 会長は、前項第3号及び第4号により議決された事項について、総会に報告しなければならない。

(開 催)

第18条 通常総会は、毎年1回、開催するものとする。

2 臨時総会及び理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(召 集)

第19条 会議は、会長が召集する。

2 会議の招集に当たっては、事前に構成員に対し、文書により通知するものとする。ただし、急を要する場合には、この限りではない。

(議 長)

第20条 会議の議長は、会長又は会長が指名した者をもって充てるものとする。

(定足数)

第21条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第22条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理人)

第23条 会議に出席できない構成員は、委任状(様式3)により、代理人に表決を委任することができる。この場合において、第21条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 事務局は、会議の議事については、議事録に記録しておかなければならない。

第6章 会 計

(資 産)

第25条 協議会の資産は、次に掲げるものとする。

(1) 会費及び寄付金品

(2) その他の収入

(資産の管理)

第26条 協議会の資産は、会長が管理するものとする。

(経費の支弁)

第27条 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

2 事業年度末に剰余資産を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(予算、決算等)

第 28 条 協議会の予算及び事業計画は、会長が作成し通常総会の議決により定めるものとする。

2 会長は、決算及び事業報告を年度終了後、監事に提出して、その監査を受けた後、通常総会の承認を得なければならない。

3 監事は、前項の決算及び事業報告を監査し、その結果を通常総会に報告しなければならない。

(事業年度)

第 29 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 雑 則

(事務局)

第 30 条 協議会の事務局は、愛媛県警察本部交通部内に置く。

2 事務局には、会長の任命する職員を置き、事務を運営するものとする。

(委 任)

第 31 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 19 年 6 月 4 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 23 年 6 月 4 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 25 年 6 月 14 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 27 年 6 月 12 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 29 年 6 月 16 日から実施する。

様式1（第5条関係）

入 会 申 込 書

年 月 日

愛媛県高速道路交通安全協議会会長 殿

貴会の目的に賛同し、入会を申し込みます。

また、会費については、愛媛県高速道路交通安全協議会会費徴収規程で定める、各区分に応じた年額に会費口数を乗じた金額を納入します。

機関，団体等名称 (※個人の場合記入不要)		
ふりがな 役職名等・代表者名 (個人名称)		⑩
所 在 地	〒 TEL () — /FAX —	
Eメールでの情報配信	希望する ・ 希望しない (FAXでの受けとりになります。)	
Eメールアドレス (※上記で「希望する」とした場合、要記入)		
会 員 区 分 及 び 会 費 口 数	区 分 一般会員 特別会員 賛助会員	口 数

様式 2（第 6 条第 1 項関係）

退 会 届

年 月 日

愛媛県高速道路交通安全協議会会長 殿

次のとおり、貴会を退会します。

機関，団体等名称 (※個人の場合記入不要)	
代 表 者 名 (個人名称)	⑩
所 在 地	〒 TEL () — /FAX —
退会年月日	年 月 日
退 会 理 由	

様式 3（第 23 条関係）

委 任 状

年 月 日

所 在 地

事務所名

氏 名 _____ ⑩

私は下記の者を代理人と定め、年 月 日開催の

愛媛県高速道路交通安全協議会 { 理 事 会
通 常 総 会 における、質疑・議決等の
臨 時 総 会

一切の権利を委任します。

記

(代理人)

役職等	
ふりがな 氏 名	

★SAFETY HIGHWAY EHIME★



「こま^{たいちょう}隊鳥」

愛媛県高速道路交通安全協議会事務局

〒791-1114

愛媛県松山市井門町804番地

愛媛県高速道路交通警察隊内

☎ (089) 997-7281 ≪FAX兼用≫